

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和2年12月1日

【会社名】 トヨタ モーター ファイナンス (ネザーランズ) ビーブイ
(Toyota Motor Finance (Netherlands) B.V.)

【代表者の役職氏名】 執行取締役
(Managing Director)
伊藤 裕 康
(Hiroyasu Ito)

【本店の所在の場所】 オランダ王国 1077 XV アムステルダム市
ザイドプライン 90、ワールド・トレード・センター・
アムステルダム タワーH レベル10
(World Trade Center Amsterdam, Tower H, Level 10
Zuidplein 90, 1077 XV Amsterdam, The Netherlands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 廣 瀬 卓 生
弁護士 吉 井 一 浩

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 西 村 綱 木
弁護士 大 山 豪 気

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1482
03-6775-1439

【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】 社債

【発行登録書の内容】

提出日	令和元年8月5日
効力発生日	令和元年8月13日
有効期限	令和3年8月12日
発行登録番号	1 - 外 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円
発行可能額	3,852億2,076万8,820円

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、令和2年12月1日(提出日)である。

【提出理由】 発行登録書の一定の記載事項を訂正し、「トヨタ モーター ファイナンス (ネザーランズ) ビーブイ 2025年12月15日満期 豪ドル建社債」の売出しに関して令和2年11月13日に提出した訂正発行登録書に「有価証券報告書の提出日以後に発生した重要な事実の内容を記載した書類」を添付するため、本訂正発行登録書を提出するものである。(訂正内容については、以下を参照のこと。)

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

【訂正内容】

(注) 訂正を要する箇所及び訂正した箇所には下線を付しております。

第一部 【証券情報】

<トヨタ モーター ファイナンス (ネザーランズ) ビーブイ 2025年12月15日満期 豪ドル建社債に関する情報>

第2 【売出要項】

2 【売出しの条件】

<訂正前>

売出価格	申込期間	申込単位	申込証拠金	申込受付場所
額面金額の100.00%	2020年12月7日から 同年12月11日まで (注)	額面金額 1,000豪ドル	なし	売出人及び各売出取扱人(以下に定義する。)の日本国内の本店及び各支店並びに下記摘要(3)記載の金融機関及び金融商品仲介業者の営業所又は事務所
売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称				
おきぎん証券株式会社 沖縄県那覇市久米二丁目4番16号				
北洋証券株式会社 北海道札幌市中央区北一条西三丁目3番地				
(以下「売出取扱人」と総称する。)				
売出しの委託契約の内容				
売出人は、本社債の売出しに関して、上記の本社債に係る欄に記載された各売出取扱人に当該本社債の売出しの取扱いを委託している。				

摘要

- (1) 本社債の受渡期日は、2020年12月15日(日本時間)である。(注)
- (2) 本社債の各申込人は、売出人又は売出取扱人の本支店において各申込人の名義で外国証券取引口座を開設しなければならない。本書に別段の記載がある場合を除き、当該申込人が売出人又は売出取扱人との間で行う本社債の取引に関しては、売出人又は売出取扱人から交付される外国証券取引口座約款に基づき、当該外国証券取引口座を通じて処理される。
- (3) 売出人及び売出取扱人は、金融商品取引法(その後の改正を含む。)第33条の2に基づく登録を受けた銀行等の金融機関及び金融商品仲介業者に、本社債の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託することがある。

<後 略>

<訂正後>

売出価格	申込期間	申込単位	申込証拠金	申込受付場所
額面金額の100.00%	2020年12月7日から 同年12月11日まで (注)	額面金額 1,000豪ドル	なし	売出人の日本国内の本店及び各支店並びに下記摘要(3)記載の金融機関及び金融商品仲介業者の営業所又は事務所

売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称
該当事項なし
売出しの委託契約の内容
該当事項なし

摘要

- (1) 本社債の受渡期日は、2020年12月15日（日本時間）である。（注）
- (2) 本社債の各申込人は、売出人の本支店において各申込人の名義で外国証券取引口座を開設しなければならない。本書に別段の記載がある場合を除き、当該申込人が売出人との間で行う本社債の取引に関しては、売出人から交付される外国証券取引口座約款に基づき、当該外国証券取引口座を通じて処理される。
- (3) 売出人は、金融商品取引法（その後の改正を含む。）第33条の2に基づく登録を受けた銀行等の金融機関及び金融商品仲介業者に、本社債の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託することがある。

< 後 略 >